

日本維新の会 神戸市議員団 様

「長崎県令和3年8月大雨災害義援金」受領書の送付について

このたびは、「長崎県令和3年8月大雨災害義援金」を賜り、誠にありがとうございます。
いただいた義援金について、受領書を送付いたします。

日本維新の会神戸市議員団様より賜りました義援金は、長崎県が設置いたします「長崎県令和3年8月大雨災害義援金配分委員会」において市町に配分し、被災者の方々にお届けいたします。

今後ともよろしく願いたします。

担当：長崎県福祉保健課 地域福祉班
TEL/ (095) 895-2416 FAX/ (095) 895-2570
E-mail/fukuho-chiiki@pref.nagasaki.lg.jp

発行番号 R3-9号

受領書

住 所 神戸市中央区加納町6丁目5-1 1号館29階

氏 名 日本維新の会 神戸市議員団 様

金 額 10,000,000円

受領日 令和3(2021)年10月25日

ただし、「長崎県令和3年8月大雨災害義援金」として、上記の金額を受領しました。
お預かりした金額は、長崎県が設置する災害義援金配分委員会に拠出いたします。

令和3(2021)年10月25日

長崎県福祉保健部福祉保健課 課長 中尾 美恵子



上記の金額は、所得税法第78条第2項第1号に係る寄附金控除の対象となる寄附金です。

また、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の72第1項第1号、法人税法第37条第3項第1号に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金です。

(注1) 上記に記載された税法上の優遇措置は、年間の寄付金額のうち2,000円を超える部分の金額が対象になります。

(注2) 税法上の優遇措置を受けるためには、原則として確定申告が必要です。確定申告等に際しては、この証明書が必要となりますので、大切に保管してください。受納証明書の再発行はできません。